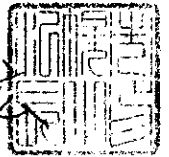


札幌国際交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第52号

札幌国際交流館条例の一部を改正する条例

札幌国際交流館条例(平成8年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中

780 円
410 円
220 円
3,900 円
2,050 円
1,100 円
7,800 円
4,100 円
2,200 円
580 円
280 円
140 円
2,900 円
1,400 円
700 円
5,800 円
2,800 円
1,400 円
普通使用の場合 の使用料を2割 引した額
2,000 円
9,500 円
5,900 円
3,000 円
最高入場料の 90

850 円
450 円
250 円
4,300 円
2,200 円
1,200 円
8,600 円
4,400 円
2,400 円
640 円
310 円
150 円
3,200 円
1,550 円
750 円
6,400 円
3,100 円
1,500 円
普通使用の場合 の使用料を2割 引した額
2,200 円
10,500 円
6,500 円
3,300 円
最高入場料の 90

人分。ただし、その額が1時間当たり換算して14,300円に満たないときは、1時間につき14,300円とする。
390円
390円
390円
230円
230円
230円
130円
130円
130円
1,950円
1,150円
650円
5,670円
3,350円
1,670円
5,700円
8,300円
11,200円
13,800円
19,300円
25,000円
9,200円
11,500円
13,800円
27,600円

を

人分。ただし、その額が1時間当たり換算して15,800円に満たないときは、1時間につき15,800円とする。
430円
430円
430円
250円
250円
250円
140円
140円
140円
2,150円
1,250円
700円
6,300円
3,700円
1,800円
6,300円
9,200円
12,400円
15,200円
21,300円
27,600円
10,300円
12,900円
15,500円
30,900円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表プール・体育室の項から体育室の項まで又はホールの項の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後の札幌国際交流館条例第3条第1項の承認（以下「承認」という。）又は使用に係る使用料について適用し、同日前の承認及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の公布の際現に承認を受けているホールの使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。